

## 第8回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成26年4月24日（木）17:30～20:00

場 所：中央合同庁舎第4号館 2階 共用220会議室

出席者：宇賀座長、伊藤委員、佐藤委員、宍戸委員、新保委員、鈴木委員、長田委員、  
松岡委員、吉田代理（椋田委員）、森委員、安岡委員、山本委員

特定個人情報保護委員会

消費者庁 消費者制度課

山本 IT 政策担当大臣

総務省 総合通信基盤局 消費者行政課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

内閣官房 IT 総合戦略室 遠藤政府 CIO、向井副政府 CIO、二宮参事官、吉川参事官、瓜生参事官、濱島参事官、村上企画官、楠政府 CIO 補佐官、満塩政府 CIO 補佐官、内田参事官補佐、日置参事官補佐

1. 開会
2. 山本 IT 政策担当大臣あいさつ
3. 定義と個人情報取扱事業者等の義務について
4. 閉会

### [資料]

【資料1-1】 「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について（事務局案）＜概要編＞

【資料1-2】 「個人情報」等の定義と「個人情報取扱事業者」等の義務について（事務局案）＜詳細編＞

【資料2】 開示等の在り方について（事務局案）

【資料3】 域外適用・越境執行協力・国外移転制限等について（事務局案）

【資料4-1】 個人情報保護法改正についての方針（意見）（鈴木委員提出資料）

【資料4-2】 現行法のその他の問題点（森委員提出資料）

【資料4-3】 パーソナルデータに関する検討会での議論に対する意見（金丸委員提出資料）

（参考資料1） 個人情報の保護に関する法律

## 1. 開会

[事務局より、パーソナルデータに関する検討会開催についての宣言あり]

## 2. 山本IT政策担当大臣あいさつ

(山本IT政策担当大臣)

前回から1週間後の開催ということになり、本日はお忙しい中、宇賀座長をはじめ委員の皆様にお集まりいただき、感謝申し上げます。

今日は、私の担当する知的財産戦略推進本部（知財戦略本部）の検証・評価・企画委員会があり、そこでも、もちろん意見が出たし、他の分野のタスクフォースでもそうであるが、このパーソナルデータに関する検討会では法案の作成に向けてどういう議論が行われているかということについて、非常にいろいろなところから注目されている。今日もこのパーソナルデータ、個人情報保護に対する取り組みをどう行っていくのかということについて、知財戦略本部の有識者委員の方々から意見が出た。そのくらい、ここでの議論は注目されているし、大事だと思っている。

個人情報保護をしっかりとやる。安心・安全を確保しながら、いかにこのビッグデータの利活用を進めていけるか。これをいかに産業競争力にも結びつけていけるかということが、安倍内閣にとっても極めて大事なテーマになっている。

その意味でいうと、ここでの議論がまさに、このIT利活用の裾野拡大のための鍵になるということで、委員の皆様には大変重要な責任というか、活躍をしていただいているということなので、今日も冒頭の15分しかいられないが、いかにこの委員会が大事であるかということアピールするために私はやって参ったので、今日もぜひ闊達な御議論をお願いしたいと思う。

前回の検討会では、事務局が提示した案については全て議論ができなかったと伺っており、持ち越しになった議論もあるので、大綱作成に向けてぜひこの制度づくりのために今日も議論していただきたいと思う。

今回は、特に大綱作成に向けた議論の進め方のうち、パーソナルデータの利活用を促進するための本人から事業者への開示等のあり方、それから国際的な調和、これは知財戦略本部の方でも出ていた議論でもあるが、こうしたことを実現するために必要な議論について事務局案を新たに提示させていただいて御議論いただくということである。

6月には大綱作成という目標であるので、論点は多岐にわたるが、一つ一つ着実に議論を進めていただきたいと思う。残された期間は短いですが、こうして集中的、精力的に密度の高い御議論を賜るようお願い申し上げて、一言御挨拶にかえたいと思う。ありがとうございました。

### 3. 定義と個人情報取扱事業者等の義務について

(宇賀座長)

それでは、議事次第に従いまして、議事の（3）のほうに移りたいと思う。

前回、議論が残った継続検討事項、これは資料1-2の21ページの6の「継続検討事項」である。これにつきまして、10分程度意見交換を行いたいと思う。

なお、このうち保有個人データの保有期間の見直しについては、次の開示等のあり方と合わせて意見交換をさせていただきたいと思う。

それでは、この継続検討事項について御意見、御質問等があればご発言頂きたい。

(伊藤委員)

必ずしも継続検討事項というわけではないが、大臣もいらっしゃるので、お話ししたい。安倍政権は成長戦略の中でパーソナルデータの利活用を一つのコアの政策として進められているということは十分認識している。もう一方で今日の議論ではないが、医療の分野が非常に重要だと思っている。この分野は新しい医療関連のイノベーションにもつながるし、特に今、日本が抱えている財政再建についても非常に寄与できる分野だと思う。

医療費というのは、これから益々増えていくわけであり、医療分野のパーソナルデータを利活用して、いかに医療費を削減していくかということも、重要な課題だと思っている。

その場合、大綱に盛り込めるかどうかはわからないが、やはり啓発活動を利活用のメリット、もちろんデメリットもあるが、メリットを政府からも広報活動していただきたい。TPPの交渉でもあったように、あることないことまで議論が出てきたので、この件については積極的に政府から広報活動をしていただきたい。

最後に、できれば赤信号と青信号だけにさせていただきたい。これはアウトというネガティブリスト方式のほうがいいのではないかとということと、特に世界の動きが激しいものであるため、日本の動きではなくて世界の動きに順応させ得る、フレキシブルに対応できるような制度にしていいただければと思う。

(新保委員)

継続検討事項について、保存期間と共同利用について簡単に意見を述べさせていただく。

保存期間については、具体的な保存期間を設定するという方法もあるかと思うが、その期間は事業の特性に応じて判断されるべきものであって、保存期間を明示するメリットがどの程度あるのか勘案した上で、保存期間の法定について検討すべきではないかと思う。

共同利用については、例えば経済産業分野ガイドラインの改正における議論、検討なども既に行われているので、共同利用にかかる問題の議論については今まで行ってきた議論も踏まえた上で検討を行うことが必要だと思う。

(長田委員)

この後の開示のところと一緒に検討とおっしゃったが、その保存期間のところである。

私は、本来業務で必要な期間というのと、それ以外に利用しようとして保存しているというものにはかなり差異が出てきていると思っているので、保存期間については明示という方向で、それをどのくらい保存するのかということをしちんと明示をした上で同意をとるというのが必要ではないかと考えている。

(山本委員)

多分、次回この議論をしたほうがいいと思うが、共同利用についてです。

例えば、保健医療の場合、既に利用目的を達成するために複数の施設が関与するというようなことがしばしばあり、なおかつ最初からそれが予測できなくて、何か事が起こると複数の施設が関与するというようなことがあり、このときに改めて本人の同意を取ろうにも患者さんも大変であり、そもそも本来目的で使うわけである。

しかしながら、今の個人情報保護法制では、事業者単位であるため、極端に言えば第三者提供に当たるということで、その同意の取得が非常に混乱しているという現状がある。本来目的でそもそも複数の事業者が関わるような場合と、そうではなく初めから共同利用宣言をして使う場合というのが両方あると思う。これは現状で利活用を進めようと思うと、そのあたりの整理をしっかりとつけていく必要があると考えている。

(安岡委員)

共同利用に関して、前回の最後にも申しあげたが、25ページで準個人情報というものを定義する場合、禁止にしてしまうと個人情報のほうはあらかじめ共同利用を利用目的とすれば利用できるのに、こちらのほうはできないということになるとバランスを欠くのと、既存のビジネス自体も制約を受ける可能性が非常に高いのではないか。そこら辺を検証せずしてこの禁止というのにはあり得ないと考えている。

(森委員)

進め方の確認をさせていただきたい。10枚目の個人特定性低減データの内容等については、技術検討WGに対しての調査というか、検討が課題とされていたかと思うが、その結果としてまたここにある義務の見直しが当然あり得ると考えてよろしいか。つまり、義務の部分はフィックスしていないと考えていいか。

(事務局)

おっしゃるとおり。技術検討WGの検討結果を踏まえながら、義務についても検討すべきだと思っている。

(宍戸委員)

1点、話題になっていないプライバシー影響評価について。これも今後の検討の課題だと思うが、事業者の方が例えばプライバシー影響評価をしかるべく実施し、新しいプライバシーコミッショナーによって評価を受けたというときには個人情報の利用が柔軟にできる、ある種の御褒美というか、しっかりした事業者がしっかりした利用ができるというような方向にこの仕組みができるように、今回あるいは将来的な法改正を検討してはいかがかという意見である。

(吉田代理(椋田委員))

椋田の代理で出させていただいている経団連産業技術本部の吉田と申します。

プライバシー影響評価については、経団連が3月にとりまとめた「個人情報保護法の見直しへの意見」のなかで、考え方を示している。すなわち、事業者が自主的に取り組む手法として効果があることは理解しているものの、その手法が十分に確立しているかどうかという点で、現時点での法的な義務づけはやや時期が早いのではないかと考えている。まずは、政府や地方公共団体の今後の活用の成果についての評価検証、あるいは情報の共有をお願いしたいというのが私どもの考え方である。

(堀部特定個人情報保護委員会委員長)

プライバシー影響評価について、特定個人情報保護委員会では4月18日に特定個人情報保護評価に関する規則と指針を公表し、また、解説書も作成、公表している。

1月1日に発足した特定個人情報保護委員会では、これまで、規則、指針の制定、解説書の作成に当たってきた経験があるので、必要があれば適宜お話をするが、プライバシー影響評価というのは、プライバシー・バイ・デザインというより広い概念でいえば、あらかじめプライバシーを保護するためにどういうふうにしていったらいいかということとも関連してくるもので、事業者にとっても、ある程度これを事前にやっていただくことにより、後でシステムを改修する無駄がなくなるなど、いろいろな点でメリットの大きいものでもある。

諸外国で取り入れられているし、法律に定めるか、任意のものとしてやるか等々、議論はいろいろあるので、特定個人情報保護委員会の経験を含めて適宜お話をしていきたいと思う。

[資料2、資料3について、事務局より説明]

[資料4-1について、鈴木委員より説明]

(佐藤委員)

正直言うと、グローバルID、ローカルIDの意味がよくわからなく、何となく意味は通じ

ているが、このグローバルIDというのはいわゆるユニバーサルIDのことであるか。そのこのところの用語が、説明されていない方が独自の用語でされているのではないかという気がするが、聞いていらっしゃる方はわからないと思うので、質問させていただきたいと思う。

(鈴木委員)

ここでグローバルIDと言っているのは※印をつけているが、前回事務局案の準個人データ相当という感覚で、仮称でつけた。用語法として間違っていれば訂正いただきたいが、イメージとしては前回の準個人データの的なものである。この識別非特定情報として、3分類しているが、ここでの提案はむしろ効果のほうに着目しており、本人同意原則の中に取り込むべき識別子などのデータIDの類は何かということ論点として明らかにすべきではないかという提案である。今のところ私のところではきっちり説明するほど詳細が詰まっているわけではないが、複数の事業者間でIDを共有して使うことによって個人の権利利益に対する大きなインパクトが発生するのではないか。

例えば、悉皆性、唯一無二性が完璧にあるマイナンバーの類などは、その最たるものであり、民間においてはそこまですごい識別子はないため、複数事業者間で共有されて使うIDの中で同意原則にかからしめるべきものを明らかにする。これが、従来特定個人の識別情報と十分に言い切れないながら、保護すべきパーソナルデータとしているところの筆頭ではないかと思っている。ちょっと説明になっているかわからないが。

(佐藤委員)

そうすると、ではローカルIDはグローバルIDと対比されるものではないという理解で良いか。というか、ちょっと用語が独自なのでよくわからないというのが正直なところ。

(鈴木委員)

済みません。私も余り詳細について整理し切れていないが、識別子の類で同意原則型にすべきものと、オプトアウト的な形で許容すべきものの仕分けをうまくしたらどうかという提案という程度で受け取っていただければと思う。

(佐藤委員)

わかりました。

[資料4-2について、森委員より説明]

[資料4-3について、事務局より代読]

(宇賀座長)

それでは、これからそれぞれのテーマに分けて意見交換を行いたいと思う。まず、最初

に資料1の保有個人データの保有期間の見直し、それから資料2の開示等の在り方、この部分について御意見や御質問等があれば御発言を頂きたい。

(新保委員)

保有個人データと開示等の権利について、話が長くなってしまうので2つに分けて、初めに保有個人データの保有期間についてお話をさせていただいた上で、その後、開示等の権利についてまた別途発言させていただきたいと思う。

まず保有個人データの保有期間について、ただいま森委員からご説明いただいた保有個人データの定義についても合わせて意見を述べさせていただきたいと思う。

この保有個人データの定義については、それぞれ義務との関係でちょっとマトリックスになっているので非常に複雑であるという点は確かにあるということで、開示等の権限がある個人データを対象として、保有個人データの定義を特にせずにと御意見があった。

この点について、この資料はただいま拝見したばかりなので私の解釈が合っているかどうか、また事後的に精査して御確認いただく必要があるかと思うが、保有個人データの定義をせずの開示、訂正、利用停止等の権限を有する個人データを開示等の義務の対象とすると、ブラックリストについても開示等に応じる義務が生じるのではないかという疑問を持っている。

保有個人データから除外されるものとして、現行の個人情報保護法の施行令、3条1項2号がある。この3条1項に定められているものは、当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの、つまり違法または不当な行為に従事するものに関する情報を個人データからさらに除外しない限り、ブラックリストの取り扱いが保有個人データに関する事項の公表の義務の対象になってしまうと考えられる。

そのため、単に個人データという形で保有個人データの定義をしないということについては、その点も勘案した上で検討が必要と思っている。

さらに6か月以内の消去期間を撤廃するという点については、保有個人データから除外される際の条件である6か月以内の期間を撤廃することによる事業者への影響を明確にした上で6か月という期間を消去する。撤廃するという点を検討すべきだと思っている。

これは、例えばJISQ15001においては、従来から開示対象個人情報という定義を置き、開示期間に関係なく開示に応じるということを定めている。つまり、ここでいう6か月という期間を撤廃するという点については、JISの開示対象個人情報と同等ではないということを確認させていただきたいわけであるが、この点についてはあくまでもその理解が間違っているのであれば事後的に御指摘いただきたいと思います。

つまり、実質は保有期間を問わず開示等の対象になると定めているが、そうではないという形になるのではないかと思っている。この保有個人データの保有期間を、期間に関係なく開示等に対応するという点については、この後のまさに開示等の請求権との関係に

においても、開示等の対象となる保有個人データの範囲を明確にする必要があるので、保有期間を撤廃した場合に事業者が負う義務をまず明確にしなければならないと考えている。

保有個人データに関する事項の公表は、期間に関係なく保有個人データを公表義務の対象にした場合であっても、例えば共同利用、23条4項3号が定める個人データの項目のように、保有個人データに関する事項の公表の対象となる事項については個人データの項目までを公表義務としていない。したがって、期間に関係なくその範囲が広がったとしても、あくまでも現状どおり利用目的の公表でよいということから、特にこの点について、つまり保有個人データに関する事項の公表に新たに個人データの項目を公表せよとっているわけではないので、利用目的の公表であるということから特に問題はないと考えている。

ところが、その一方で保有個人データに関する事項の公表等に含まれるものについては利用目的の通知もある。どういうことかということ、利用目的については保護法の16条において特定した利用目的を、18条において取得に際して利用目的を明示し、または通知等を実施するという個人情報を取扱事業者には義務づけている。その上で、24条において本人からの求めに応じて改めて利用目的を通知するという手続が定められている。つまり、16条で特定した利用目的を18条で取得に際して明示、または通知を実施しているという観点からすると、改めて24条で利用目的を通知するという手続が不要であるという意見も当然あり得るかと思う。

そうすると、その考えに基づくと、保有個人データに関する事項の公表のみを残して利用目的の通知、開示等、訂正等、利用停止等について、一定期間経過後の保有個人データを対象とするという考えもあり得るかと思うが、この点については反対であり、保有個人データに関する事項の公表の意義は、利用目的が特定されている場合であっても、公表した利用目的で具体的な利用目的を本人が十分に理解することができない場合があり得るために再度、別途24条で利用目的の通知を義務として課している。

そうすると、保有期間を撤廃することによって開示等、訂正等、利用停止等の手続のうち、開示、訂正、利用停止等についてはこの後、別途また意見を述べさせていただくが、開示等の対象となる保有個人データの保有期間を設けることは当然必要になってくると考えられる。一方で、利用目的の通知については、保有期間にかかわらず応ずる義務を課しても問題はないと考えている。

(森委員)

私の部分について、ブラックリストが除外できないのではないかという御趣旨であるが、これもやはり保有個人データの定義ありきの話ではないかと思っている。私としては条文の書き出し方で、例えば開示、訂正等を行うことによって著しく公益を害する場合には25条、26条の義務は適用しないというような定義を前提としない書き方も可能ではないかと考えている。



(鈴木委員)

ブラックリストの問題であるが、一応意見を言わせていただくと、実務上必要不可欠な部分があることは当然経験的に知っている。

ただし、このブラックリスト全般が許容されるわけではなく、差別的取り扱いにつながったり、ブラックリストであるからこそまさに開示されなければならないような局面もある。間違っ、反社勢力だという形で登録されたことによって取引ができなくなる場合もあるので、非常にこれは悩ましい部分である。

犯罪歴、例えば軽微な部分では、万引き犯のリストを持っていいのかという話と、いやいや事業者にとって万引き犯で売上げの何%の損害を受けているのかという実害を強調する人もいるが、反社対策までいくと法律があるので公明正大にむしろやれと言われてやらざるを得ない部分もあるが、犯罪歴のようなものになるとまさに今回センシティブ、機微情報を入れているので、そこの論点になり得る。

要するに何が言いたいかというと、今回民事的な権利として開示請求権を導入しようということになるので、その請求権の趣旨、法的根拠、理論的基礎は何かということところは内々ではしっかり固めておくべきである。それで、冒頭の個人の尊重の理念、個人の人格的権利利益の保護というプライバシー権的なものを背後に秘めて開示請求権があり、片やそれに対して一方の対立する利益があり、その調整法理を育てていくというところに第三者機関の存在意義があるので、白黒つけてくれという産業界の要請はむしろ間違いである。理論的基礎を明らかにし、対立するところで顧問弁護士さんたちがしっかりと第三者機関とやりとりできる理論的な趣旨を明確にするという意味では、金丸委員から意見が出ているように権利利益を侵害しないこと、人格的権利利益を侵害しないことという基礎に立って、それと対立する利益を調整する形で許容されるある種のブラックリスト的なものは、その調整の中である程度許容していくというところの、やはり理論的基礎に立ち返るところで、産業界の要求しているガイドライン的な白黒はっきり型というのはイタチごっこ的にルールを役所に決めてくれ、決めてくれが永久に続く運動になるので、膨大なガイドラインにやがてなっていく。むしろ理論をしっかりしていくという方向でいけばいいと思う。

したがって、開示請求権を認めるのであれば同意原則で貫かれるべき。同意が原則で、例外オプトアウトという原則・例外の関係をしながらバランスをとっていく。原則・例外の関係を明確にしておくということと、開示請求権はつながる話ではないかと思う。

(佐藤委員)

私も、開示の部分と同意というのはセットで考えるべきで、開示ないし削除請求などに関して、それをきっちりと対応してくれる事業者の皆さん個人情報積極的に預ける形にすることによって、事業者自身が開示努力なり訂正、削除努力をするような仕組みにしていくことが大切だと思う。それを第三者機関のほうでランキングがいいのか、何らかの

テゴリーをつくるのがいいかはわからないが、そういう事業者さんを積極的に示す、または逆にしてくれないところを示すということも重要かと思っている。

あとは、私個人としてはそうだが、ただ、一技術者としては開示、訂正、削除に関して1点申し上げておかなければいけないことがある。10年前の、例えば個人情報保護法が成立した当時と現状では、データベースの管理方法とかデータベースの種類が大分違っている。当時は、いわゆる我々専門用語でいう関係データベースというタイプのものが使われていることが多く、関係データベースでは例えば個人の名前をキーにして検索をすると、そのデータベースに含まれているその人にマッチする情報は、一応原則として全部リストアップできる、網羅できるということが前提になっていた。今、インターネットの事業者さん、例えばウェブ検索をされている事業者さんというのは、そういうタイプのデータベースではない。

恐らく、事業者さん自身もあるキーワードで検索をかけたときに、そのキーワードにマッチするものを全部調べられない。それは、個人の名前についてもそうであり、何らかの個人情報に関して検索しても全部リストアップすることができないという現状になっていることを考えると、全て削除しなさい、全て訂正しなさい、全て開示しなさいというような形にすると、正直言うとちょっと事業者負担が大きいかないかというところがある。

これは一個人としては何かやってほしいという気もするが、ただ、技術の実情というものも考えて法制度をつくるべきかと思っている。

(長田委員)

開示等の請求対象のところ、5ページで準個人情報対象としないことにしてはどうかと書かれている。ここは、前回にも申し上げたが、準個人情報というものになった場合の第三者提供等の際のオプトアウトも同じような考え方だと思うが、本人を特定できないからというような理由の御説明をいただいていたと思う。オプトアウトができないというような考え方を示されていたと思うが、これは全てがそうではないのではないかと考えている。

例えば、スマートフォンなどを使ってサービスを利用して、いわゆる準個人情報だけが相手方に残っている場合でも、それをオプトアウトすることもできるし、利用停止は請求できるのではないかと思うので、余りすばっと準個人情報の場合はその対象にしないという整理ではなく、もう少し精査していただきたいと思う。

(佐藤委員)

前回のところは事務局案であるので、この後、技術検討WGのほうで議論させていただくが、御指摘のように情報によっては例えば削除ないし開示のときに対象となるものを見つけるということができる。それは個人が特定できているかどうかは別にして、そういうことができる部分もあるので、そこの部分は網羅的に議論することはできないが、ある程度

考慮した形で議論させていただきたいと思っている。

(宍戸委員)

話を保有個人データ及び25条絡みに戻してしまって恐縮であるが、先ほどブラックリストの議論があった。仮に「保有個人データ」を削って「保有」を取るのであれば、せつかなので思い切って25条についてはいわゆるグローマー拒否を入れてはどうか。ここについてはブラックな情報、つまりあるかないか自体を答えないでいいというような、情報公開法でよく議論されるような形にするというのも一つの手ではないかと思う。

そうしても、今後第三者委員会の監督のもとで、例えば開示の求めをしたが、事業者がグローマー拒否をした場合について、しっかりADR的な紛争処理をし、不適正であれば第三者機関がコントロールする。あるいは、民事訴訟で請求権化することと関連するが、裁判の中で本当にグローマー拒否が適切だったかを争えるため、その点もひとつ選択肢として検討されてはいかがかと思う。

(森委員)

資料2の3ページ目の「開示請求規定の新設」と、その例外のことを書いていただいております。この場合は応じなくてよいということだが、基本的にはこれでいいかと思う。しかし、1つはポツが3つありまして、本人または第三者の生命、身体、財産を害するおそれがある。もう一つは、取扱事業者の業務の実施に著しい支障を及ぼす。3番目に法令違反ということで、基本的にはよくないことが起こる場合には開示しなくていいということで挙げている。

もう一つの観点として、開示請求者がフェアでない場合ということがある。これは御案内のとおり、25条を根拠に開示請求を裁判所でやったという私法的請求権があるのではないかという訴訟があるわけで、そこで裁判所はそういう請求権はないという判断をしたのでこういうお話になっているかと私は理解している。

そのケースは判決上どのような表現だったかは覚えていないが、例えばB2Cのサービスのユーザーとして開示請求をするが、その開示請求した人というのは競合他社の社員の人であったというような場合である。そういう場合には、別に生命、身体、財産とか、そんなことはないし、取扱事業者としても業務の適正な実施に著しい支障が及ぶというわけではないが、その請求している側としては余り正しい動機では請求していない。それは、その競合他社が情報を取ろうとしている。そういう場合をカバーすべきなのかどうか。それともそういうものは別にいい。それは開示対象としていいという論点も1つあると思う。

(安岡委員)

資料2の開示請求に関し、今、特にその利活用と保護のバランスを考慮した制度整備を行うのが目的だと思う。もちろん諸外国には自己情報コントロール権という考え方もある

と伺っているので、そこに関しては別に異論がないわけではないが、民事請求権まで認めていって訴訟が乱発されてしまわないようにしていただきたい。そこに関しては、何がしかの歯止めというものがなければちょっときついのではないか。今までやっていたことプラスチックでいろいろなことが生じてしまう。どこまでやるのかというのは想定できないが、そういう問題がある。

2点目として、準個人情報とか個人特定性低減データというものに関して全て開示請求等を認めてしまうと、請求が来るたびにそこで多くが個人を特定してしまうことになるのではないかと考えているので、それはいかがなものかと考えている。

(新保委員)

開示等の在り方について、各委員からいろいろと御意見があったところも踏まえて、今までのこの開示等の求めに対する状況がどうであったかということも含めて、意見を述べさせていただきます。

個人情報取扱事業者の義務については、適切に義務を遵守する事業者にとっては非常に細かく対応されているので、開示等の求めの対応についても積極的に対応している側面がある。一方で、本人からの開示等の求めについては、法令遵守にあまり積極的ではない事業者については、ほとんど何もやってこなかったという状況があり、つまり法令が定める本人関与について十分機能してこなかったという状況があるのは事実かと思う。

その理由として、現行法では民事上の請求権として、つまり個人情報保護法が民事上の請求権の根拠となるかは、裁判においては消極的な判断が示されてきた。

しかし、立法段階から開示等の求めに関する規定については、まずは苦情相談への対応とともに第一義的に個人情報取扱事業者による解決が図られることが望ましいとしつつ、認定個人情報保護団体による苦情の処理並びに主務大臣の関与と並行して、裁判による解決についても既に立法段階から示されてきたところである。

しかしながら、具体的にこの個人情報保護法を根拠に個人の権利利益、とりわけ人格的利益を保護するための人格権としてのプライバシーが保護されるかということについては、個人情報保護法違反に対する法執行によって結果的に個人のプライバシーが保護されることがあり得ても、個人情報保護法が直接この個人のプライバシーの権利を、つまりプライバシー侵害に対して救済の根拠として機能してきたとは言えないと考える。

そのために、法令遵守に積極的ではない事業者は主務大臣の関与を恐れる必要もないし、個人の開示等の請求への対応の心配もなく個人情報の取り扱い義務違反、とりわけ本人関与との関係では過去の裁判の件数、判例の内容からしても民事上の責任を負うリスク、それから訴訟リスクそのものかほぼないという状況が続いてきた。

したがって、今回の提案である開示等の在り方については、個人の権利として開示等の請求を行うことができるようにするということが不可欠であると考えている。これを踏まえて、2つ意見を述べさせていただきます。

1点目は、利用停止または第三者提供の停止について、現状の手續では、目的外利用、不正取得、第三者への無断提供に該当する場合、つまり個人情報取扱事業者による個人情報の取り扱いについて、手續違反がある場合に限って利用停止等に応ずる義務が課されている。つまり、手續違反がなければ利用停止に応ずる義務はない。

したがって、例えば皆様も御経験があると思うが、電話勧誘販売があり、適法に利用しているデータについては、例えば特商法に基づく再勧誘の禁止などに抵触しない限り、電話があったとしても利用者としてはどこでその名簿を調べたのかと聞いても、入手先を回答する義務がないだけでなく適法に利用、取得しているデータについては、不正取得でもなく、利用目的は電話勧誘販売を目的とする適法な利用であると言われてしまうと、利用停止等の請求は一切できないということになっている。この点について、利用停止等に応ずる義務が限定されている点について、現行の利用停止等に応ずる義務のままではよいかということについて疑問を呈したいと思っている。

例えば海外における事例を踏まえた上で検討すると、EUの一般データ保護規則案では、非常にキャッチフレーズとしてはおもしろい「忘れられる権利」という権利が提唱され、最終的に規則案では消去権という形の権利が明示された。

さらに、アメリカにおいてもFTC、連邦取引委員会において、例えばFTCの委員のおもしろい発言としては、2013年の6月26日にリクレーム・ユアネームというキャンペーンが行われている。この背景としては、ビッグデータ活用の名のもとに同意なしに日常的に収集される個人情報については、取得後のデータ利用方法について選択の機会を本人に与えるべきではないかという考えに基づいている。

例えば、その考えに基づいて従来から行われてきた具体的な取り組みとしてはドゥー・ノット・コールリスト、それから最近では追跡を拒否するDNT、ドゥー・ノット・トラックなどの取り組みが商業目的で取得されるデータについて本人が選択する機会を与えるための取り組みとして行われている。

それを踏まえて、リクレーム・ユアネームなど、取得後のデータの利用方法についてもさらに選択ができる機会を提供すること。つまり、リクレームということであるため、返還要求とか取り戻すという意味であるが、そういった考えを踏まえてEU、米国などでは本人が取得後のデータの利用方法について選択することができる機会を設けるという傾向がある。

このような考えを参考にすると、現行の個人情報保護法を見ても利用停止、または消去と定められているわけであるが、この点について我が国の個人情報保護法は既に利用停止と消去を分けている。そうすると、利用停止の求めが既に定められていることから、消去をしなくても利用停止の求めに応ずることはできるようになっている。

よって、利用停止請求についてはこれを権利として、手續違反がない場合であっても本人の請求によって、例えばDNTのような形でこれに応ずるといふことにしてもよいのではないかというのが私の1点目の意見である。

2点目の意見は、これらを実現するために事務局案でよいかということである。開示等の手続について原案のこの事務局案では適切に機能するのか、疑問を抱かざるを得ないと思っている。

こちらの資料2を拝見すると、現行法の本人関与の手続、つまり本人からの求めに関する規定を権利に置きかえている。つまり、民事上の請求権としての権利を定めるために、本人関与の規定の書きぶりを権利として記述を置きかえただけであって、手続上問題があるのではないかと思っている。

つまり、本人からの開示等の請求に適切に応ずるために必要な手続が定められていないと考えられる。では具体的に何が問題かということであるが、例えば行政機関については行政機関等個人情報保護法において、既に開示請求権が定められているが、行政機関等個人情報保護法については開示請求を受けて開示決定を行った上でその後の手続に進むことができるようになっている。つまり、訂正や利用停止等の請求ができるのは、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報を前提にしている。これをいわゆる開示前置主義と言っているが、つまり開示前置主義をとった上で開示等の請求を権利として認めるという構成をとっている。

行政機関については請求権が既に認められているにもかかわらず、従来から手続的に問題とならなかった理由としては、開示前置主義をとっているために行政機関に対しては大量の開示請求というものがたとえあったとしても、利用停止請求まで大量に認められるということはない。たとえると、行政機関に対しては、利用停止DoS攻撃をやろうと思ってもできない。

ところが、この事務局案の原案では、民間企業に対しては利用停止DoS攻撃が可能である。さらに私が意見として申し上げたDNTを導入するとか、手続違反がなくても利用停止の求めに応ずる手続を導入していただくとなると、消費者保護の観点からは望ましいと考えられる一方で、事業者にとってみると複数の方が一気に利用停止請求をしてくる可能性もある。そうすると、利用停止DDoS攻撃が可能になるのではないかと思っている。

つまり、利用停止DDoS攻撃が可能になってしまうと、これはかなり事業者にとっては厳しいと思う。

したがって、個人の権利として開示等の請求権の行使を認める場合には、個人の権利を法定することで、先ほど各委員からも御指摘があったように権利濫用のおそれもある。つまり、例えばSuica事案を見てもかなりの件数がオプトアウト請求をしている。数万件というオーダーになり、そうすると利用停止、まさにDDoS攻撃のような形でいきなり利用停止という請求ができるとなると、これは権利濫用のおそれもあるということが想定される。

したがって、個人の権利保護と事業者の責任を考慮した上で、開示請求権については手続的適正を担保できる手続を定めるべきであると考えている。

(吉田代理(椋田委員))

事業者の立場からすると、ルールが決まればそれをまじめに守っていくということになる。今回この開示等の在り方について「民事上の請求権を認めた場合」という2ページの図を見るかぎりでは、現状でも事業者が義務として行っているものをお客様の権利として規定し直すということであれば、従来からやってきたということになると思われる。ただ、一方で事業者が窓口をつくって開示に努力しているところであるが、一定の理由、事情があってお客様の求めに応じた開示ができないといったケースも考えられる。

例えば、生命保険業界であると保険契約の引受けにあたってお客様から機微情報をお預かりして、それを社内で一定の判断のために使うといったことがある。

ところが、お客様から開示の請求をいただいたときにお出しできるものは、お客様からいただいた情報ということになり、中でどういう判断があったかというのはなかなか出せない情報ということで、これまでもお客様の御理解を得てきたところである。

民事上の請求権を認めたときに若干懸念するのは、裁判所への申し立てということが仮に出てくると、それがどうしても開示が難しい情報があるような件数が増えてくると、やはり時間的にもかかることが予想されるし、裁判所がかかわってくることの事業への影響、そういったものも懸念している。

それに関連し、スライドの5ページ目の「3. その他(1)手続等について」の中の2つ目のひし形に「当事者間の情報格差に配慮した措置を規定」ということが記されているが、そういう意味では企業内でどういう判断があったかということは、お客様には知り得ない情報であったりする。

そういう意味では、情報格差が生じることもあり得るわけであるが、この「配慮」の中身が過度に負担となると申しますか、例えば企業が保有している個人情報の種類等々、あらかじめ全て例えばホームページで公表しておくとか、そういったことになるとちょっと重いかないということで、本件については事業面、実務面というところから見ると厳しいという印象を受けている。

そういったことも勘案しながらぜひ御検討いただきたいと思っている。

(鈴木委員)

要するに、今のことは請求権反対なのか、賛成なのかということクリアに言っていたきたいと思う。アメリカ型にしたいというのであれば、アメリカはもっとトリプルダメージとか、懲罰的損害賠償やクラスアクションまである。しかも、今までの産業界は事後救済にシフトせよと言ってきたこととの一貫性が全くない。これはおかしいだろう。何のために法曹人口を増やしたのかというあたりもあり、余りポジショントーク過ぎるのではないかと思う。

濫訴なんてあるわけではない。訴訟費用はかかるから、乱世期はある。ここは新保委員のおっしゃるとおりで、一定の手当てが必要だろう。

それから、機微情報を入れるのであれば、これは特別に人格的インパクトがあるため、

そこに関しては消去権が必要だろうということであるが、実務的な問題があるのは消去したという履歴を残さなければならないとか、それから佐藤委員からお話があったように技術的実現可能性ということも配慮しなければならないとか、そういうことの主張であれば十分合理性があるので、それは消去の定義をどうしようとか、そういう実務的に落とし込むことについてはしっかり議論していくべきである。

EUにも請求権があり、アメリカにもあり、日本だけが劣後してはなかなか対等にやり合っていけない。このあたりはしっかりとガラパゴスにならないように、冒頭に出たように国際標準をちゃんと見ていくというところはやっていかざるを得ないだろうと思う。

(松岡委員)

今の請求権の話であるが、私たち消費者側の立場からすれば、なぜ例えば請求した保険料が支払われなかったかというようなことはきちんと知りたい。知る権利というものがあると思うので、これがあるから困るといふ言い方をされるのは困ると思う。

ただ、情報を開示して、それだけではわからない部分で判断されて、何かその判断する理由というものをやはり示してもらったほうがいい場合がたくさんあると思う。示されない場合もあるのかもしれないが、そのところは裁判所が判断することではないかと思う。

(吉田代理(椋田委員))

ご質問があった、請求権に賛成か反対かをクリアにするということは、私の立場では、この場で即答できることではない。ただ、今回の制度見直しの出発点は、成長戦略の一環としてデータビジネスを促進していくという観点から、議論してきた経緯があることは、あらためて確認させていただきたい。

消費者の方々の不安を取り、それでいて事業者のデータ利活用の促進に資するような、そういったルールづくりができることを大変期待している。私どもの認識が不足しているところがあったら御指摘をいただきたいと考えている。

(宇賀座長)

それでは、資料3のほうに移らせていただきたい。まず、最初に海外事業者に対する国内法の適用の部分について、御意見、御質問等があればご発言頂きたい。

(新保委員)

多くの質問があるが、質問の趣旨は割と短い質問であるので、各質問についての趣旨と質問の内容を続けて申し上げたい。

1点目の質問は、行政機関が保有する保有個人情報対象になるかということである。クラウドサービスなどを行政機関が利用することも当然想定され、日本国民の情報をそういった形で保有個人情報に当たるものを国外の海外事業者が取り扱うということも当然想



定される。今回の案では日本国内、日本に居住する者を対象にサービスを提供するとはなっているが、この点について個人情報保護法に基づく個人データが対象になるのか。それとも、行政機関の保有する保有個人情報も対象になるのかということが1点目である。

背景としては、行政機関が保有するデータの取扱いについても海外事業者が提供するサービスなどを利用することは不可避であるという状況がある。そうすると、行政機関が保有するデータの活用についても、今後どのような対応を検討をするのかということが1点目の質問の背景である。

2点目の質問は、EUの十分性認定と日本の十分性認定についてである。日本はまだ十分性の認定をEUから受けていない。一方で、今後日本は十分性認定をするという方向になる。そういうことになると、EUの認定を受けていなくても日本を経由した移転制限を実施する。つまり、EUの十分性認定にかかわらず、日本は独自に移転制限を実施するという解釈でよいか。

3点目は、今回のレジюмеでいうと5ページ目である。国内居住という要件を日本に居住する者を対象にと書かれており、そうすると国内居住の要件を満たさない日本人の情報は含まれないと解してよいか。

質問の趣旨は、日本人が国外で海外事業者が提供するサービスを利用する場合、旅行中などもあると思うが、当該本人の個人情報は域外適用の対象になるのか、または、ならないのかという疑問が生ずる。なぜ、この点について検討が必要かということ、EUの一般データ保護規則案では国外での活動も対象にできるという解釈が可能であるとされているので、この点が海外の事業者では問題であるという指摘がなされているからである。

具体的には、EUの一般データ保護規則案の第3条2というものがある。第3条の2については域外適用について定めているが、この第3条の2にはAとBという2つの条件があり、Aについては域内に居住するという要件プラス域内での活動、つまり域内に居住する人に対して、まさに本日のレジюмеでいうと5ページ目の商品やサービスを提供するという条件については域内で活動するという条件が付されている。つまり、域内居住の要件プラス域内での活動という両者が要件となっているので、おのずと域内での適用ということになる。

ところが、3条の2のBには、域内居住の要件を域外適用の要件として課してはいるものの、モニタリングについて定められている部分は域内での活動が要件とされていない。例えば、事業者がいろいろなログをとったり活動を監視するということについては域内での活動という限定要件が付されないことになる。そのために、海外にその人物が行ったときに海外の事業者がその活動を監視するということについては域外適用できるかということについて、域外適用が可能であるという解釈ができる点が問題とされている。

具体的には、ヨーロッパにいる人がニューヨークに旅行に行ってこの海外事業者が提供しているサービスを利用したときに、いろいろなログをとったり監視をするということについて、ニューヨークにずっと住んでいるにもかかわらず、EU域内に居住していた人がそ

のサービスを米国内で使っている場合、EUの人が国外で利用しているサービスを海外の事業者がモニタリングしているときにも、EU域内には居ないにもかかわらず、EUのデータ保護規則案が適用されるという非常にドラスティックな内容になっている。この点については、今回の原案ではどのように考えているのか。

4点目が、今回の制限の対象と移転の制限、越境の制限の対象になるデータ、これは確認であるが、個人データが対象ということによろしいか。つまり、個人情報データベース等を構成しない個人情報はこのに含まれないと解してよいか。

最後に5点目は、レジユメの15ページ目に「第三者機関による国際的な執行協力等」として、独禁法、関税法、特電法が示されている。これは今後の第三者機関の権限次第というところにもなるかと思うが、皆様も大体お察しのとおり、特電法が有効に機能している法律かというのはちょっとクエスチョンマークが付く。特電法に基づいてスパムを送らないようにしてくださいというと、100倍返しのようになって返ってきて物すごい勢いでさらに迷惑メールがふえるという状況があるので、特電法のように国内における執行が十分に行われていない法令というものについては越境執行協力の実績もないのではないかという疑問を持っている。

つまり、質問の趣旨としては、特電法について執行協力の実績はあるかということである。そうすると、今後第三者機関の執行権限を考える上で法令の適用や執行、つまり第三者機関の権限が十分ではない場合に、国内ではなく国際的にも執行協力を行う上で期待できなくなるおそれがある。そうすると、この越境執行協力という観点からしてもやはり十分な執行が可能な体制を整備することが個人情報保護法の今回の改正では前提となるのではないかと思っている。そういう趣旨から執行協力の実績はあるかということをも質問とさせていただきます。

#### (事務局)

まず1点目は、今般の関係は行政機関が保有する保有個人情報が対象になっているかという点である。我々が今回提示した事務局案には、民間事業者のみを対象としているものとして提案している。

ただし、今回御質問があったので、個人情報保護を所管する省庁に対しては問題を共有し、どのような形で対応するのか、しないのかも含めて御相談をさせていただきたいと思っている。

2点目は、EUの十分認定を受けなくても日本が今回やるのかどうかということである。我々の問題意識としては、やはり日本人というか、日本の消費者の方などのパーソナルデータの権利利益を保護するために必要な措置は何かという点で検討しているものである。十分性認定があるかどうかを問わず、こういう措置は必要であればやるべきではないかと考えている。

3点目は、国内居住の要件を満たさない場合はどうかである。法の適用関係の話も先ほ

どちょっとさせていただいたところだが、基本的には日本の国外に居住する日本人の方を対象に、そこで外国の事業者に対してサービスを受けているという場合は、その行為に対して日本法を適用するというのはなかなか無理なのではないかと考えている。

4点目は、制限の対象となるデータは何かである。今回、我々のそういう制限の基本となるどういう部門に対して制限をかけるかは、安全管理措置や、従業員の監督や、委託先の監督や、第三者提供の制限等々の義務について何か制限をかけるということになる。これはいずれも個人データを対象にしているということだと認識している。

最後は5点目は、特定の電子メールの法案に対する件である。現在の執行協力の実績については、所管省に確認したところ、実績はないという話を聞いておるところである。

(新保委員)

域外適用の問題については、最終的にこれは海外事業者に関わる問題であるので、海外事業者にとってどうか。つまり、海外事業者が懸念を示すことが当然想定されると考えられる。この懸念について、例えばEUの一般データ保護規則のような域外適用に対する国外事業者に対する懸念を生じさせるような域外適用ではないということを明確にしておかなければ、結果的に海外事業者に遵守をしていただけないとか、またはこの点について趣旨をくみ取っていただけないということになりかねない。

したがって、この5ページの「現状と問題点」ということについては原案でよいと思っているが、やはり国外事業者の不要な懸念を生じさせない域外適用について解釈を明確にしておく必要があると考えている。

(鈴木委員)

これについていろいろ前々回から問題提起していたのですが、私が特に着目していたのが、例えば9ページの⑤の「越境事業承継」である。既に御説明にもあったが、ほかの類型は個人データが文字どおり移転しているが、越境事業承継に関して、データは国内にとどまって、むしろ株式が移転しているような類型である。よって、実質的支配権が他国にいくという場合に、まさに占有が変わるようなイメージで、それも移転に含めている。国内法が事業承継も一つの提供行為として捉えているという感じで、日本法に並べていくとこのとおりになる。

この越境事業承継という類型がほかの事実上の提供行為と異質なものであるが、しかもここに赤字で書いてあるとおり、自由な経済活動を制限することになりかねない。資本の移動は原則自由であり、そこに配慮すべきというのはそのとおりだろうと思う。

したがって、意見としては特別に第三者機関がこれに着目するものとしては、対象情報として今回機微情報を入れるのであれば、機微情報を取り扱っているものに限定するなど、具体的にいうと医療データとゲノムである。これが大量に他国の支配、特に人権保障のない国の支配下に陥るということに関して、第三者機関がありながら調査もできず、ただ黙

って見過ごすという状態はその経済原理の中でもやはり異質なものであるため、これに関しては個人の尊重の理念の観点から調査権限が及ぶような効果なり何なりは必要であろうという意味では、原則自由だ。

しかも、政府のほうでは国際的なM&Aを活発化しようということをお考えになっている方々もいらっしゃるので、それはそのとおりだ。ただし、その何についてのみ事業承継について第三者機関が関与するのことは極めて明確化した上で、限定的に調査公表なりできるようにする最低限の関与は今回ぜひとも入れておいていただきたいというのが希望である。

なお、医療データについては第9回において話し合うというので、引き続き議論できればと思っている。

(安岡委員)

先ほどの鈴木委員の意見に対して、(別にそれに関して反論ではないが、)自由な経済活動を過度に制限することのないように、というのはそのとおりだと思う。

それで、M&Aとかになると迅速かつ秘密裏に行う場合が多いので、例えば先ほど言った情報で制約を設けるのか、もしくは2ページにもあったように保護が適正でない、十分でない他国というのをホワイトリストかブラックリストか何かで規制するのが良いのではないか。どこの国というのは大体わかると思うが、そういう形でやっていかないと、日本の企業の価値自体をデューデリジェンスをやったときに落としてしまいかねないので、そこら辺は明確にしておいたほうが良いと考えている。

(森委員)

先ほどの新保委員の1つ目の質問、ちょっと私は御趣旨がわからなかったが、行政機関法の適用がある日本の行政機関の持っている情報が委託で民間事業者に出た場合ということでよいか。その場合、私は行政機関法をよく知らないが、保護法の適用除外か何かあるのか。

つまり、国内事業者だったら委託で出ても普通に保護法の適用があって、それが海外の事業者だったら今の域外適用の話になるのかなと思ったが、そういうことではなくてなのか。

(新保委員)

委託については、まず行政機関法は委託先の監督責任がないというのが問題だと思っている。

(森委員)

委託先に対して日本の民間事業者が受けた場合、日本の民間事業者についてはその委託

を受けた情報について保護法の適用が普通にあるのかなと思った。

(新保委員)

日本の事業者については、当然日本の保護法の適用はあるというところ。

(森委員)

それが海外事業者に置きかえられるだけの話かなと思ったので、若干かみ合っていないような、それだけである。

それから、私が聞きたいのはもう一つある。7枚目のスライドの「日本に居住する者にサービスを提供する海外事業者への執行」の「対応概要」の注のところに法執行のことが書かれている。法執行は「実際には、いわゆる海外事業者に対し、日本の第三者機関は執行できない」と、ばしっと断言されているが、これはそうなのか。その条件にもよるといえるか、そうなのか。私はそんなに海外の事業者に対する域外適用の話を知っているわけではないが、そう断言していいものかという気はする。断言していいものかというか、どうして執行できないのかという理由をお聞きしたい。

(事務局)

私もそこまでそんなに詳しいわけではないが、原則としてやはり各主権国家の間において、本当は外国に存在している者に対して日本の執行当局がまさにそこまで出かけて行って例えば罰金を取るなり、罰則を課すなりというものはあり得ないというか、不可能だと思うので、そういうことを表現したかった。

(森委員)

理解した。

(宇賀座長)

それでは、次の第三者機関による国際的な執行協力のところについて御意見、御質問等があればご意見いただきたい。

(堀部特定個人情報保護委員会委員長)

OECDでは、私も直接かかわって、2007年6月に、クロスボーダー・コーオペレーション・イン・ジ・エンフォースメント・オブ・ローズプロテクティング・プライバシーというOECD理事会勧告が出た。

今ここで出ている議論とも関連してくるが、それぞれの第三者機関はそれぞれ国内法についてはもちろん執行は可能であるが、自国民の個人情報なりプライバシーが海外で侵害されているときに、海外にまで手を伸ばして救済はなかなかできない。

そこで、それぞれの海外の執行機関に協力してもらって自国民の権利利益の保護を図るということにしていこうということで、2005年からOECDのワーキングパーティー・オン・インフォメーション・セキュリティ・アンド・プライバシーの中にワーキンググループをつくって、カナダのジェニファー・ストッダートさんという連邦のプライバシーコミッショナーが議長となって検討した。私はそれに関わり、いろいろ議論をしてきた。

その結果、2007年6月12日にカウンスル・リコメンデーションが出て、そのリコメンデーションに従って各国でどう対応するのかということになった。日本の場合、第三者機関がないこともあってグローバル・プライバシー・エンフォースメント・ネットワークのメンバーにはなっていない。そのため、外国から見ると日本のどこに協力を求めたらいいのかもわからない状況である。

この問題は各国とも非常に重要視しており、実際にいろいろな国の中でそういう協力をしているという話はワーキンググループなどで出てきている。日本の場合はその枠組みの外に置かれているということもあり、今回の検討により第三者機関をつくるということになれば、今後国際的な執行協力等を実現していく一つの手段になるが、日本は、今のところは海外の第三者機関と協力する場がない状況だということをぜひ認識していただきたいと思う。

OECDでその議論をしているときにも、まだ日本には第三者機関はないのかと随分言われたところであり、そういうような背景があつてこの議論も事務局はそういうことを踏まえてまとめられていると理解している。

(宇賀座長)

次に保護水準が十分でない他国への情報移転の制限の部分について御質問、御意見等があればご発言頂きたい。

(宍戸委員)

1点、質問がある。19ページで、具体的に次のとおり規定することとしてはどうかということで、②で「第三者機関は、次の場合には越境第三者提供等を差止め等できることとする」。これは裁判所に差止めの訴訟を提起するのではなくて、差止め命令を下すという、公正取引委員会の排除措置命令などと同じようなことを念頭に置いて、そして命令に違反している場合には罰則がついてくるというイメージであるか。

(事務局)

はい。

(吉田代理(椋田委員))

9ページ目、①に「事業者内越境移転」ということが書いてある。これはどこまでが同

一事業者となるのか、そのイメージを御教示いただきたいと思っている。私どもとしては、海外の現地法人や、グループ企業とのやりとり、こういったものが含まれてほしい。

また、どのような場合に⑥の「越境再移転」に当たるのか。グループを含む事業者内で移転する場合、例えば欧米の現地法人のデータを日本の本社で加工して、欧米の現地法人に戻して、そこからさらに新興国にデータが渡る。そういった場合には、グループ内が認められるということで事業所内越境移転という理解でよいか。

(事務局)

本件の基本的な考え方は、何か問題が起こった場合は国内にある移転元というか、その企業が完全に責任を持って対応するということが確保できているかということが視点である。そうすると、現地と例えば完全子会社であれば完全にその支配力が及んでいるため、国内親会社が対応するということもあるし、一方で子会社とか言わなくても外の企業に対して完全な経営的な支配力を及ぼすとか、何かしらちゃんとした形で国内の業者が対応できる関係にある会社みたいなものを想定して、具体的に今後詳細を詰めていくのかと思っている。

(吉田代理(棕田委員))

もし、同一事業者の中にグループも含めて入れていただくと、企業内、グループ内のセキュリティや、個人情報保護に関するルールを守っていくということで、個別の契約がなくても認められるようにしていただきたい。そういうことについても御検討いただければと思っている。

(宇賀座長)

最後にきょう鈴木委員、森委員、それから金丸委員から出していただいた意見書について、御質問、御意見等があればご発言頂きたい。

(佐藤委員)

先ほど、細かい用語のところでは鈴木委員に聞いてしまい申しわけなかった。多分ここで言うグローバルIDというのは、複数事業者でシェアしているIDということで、ちょっと私がいわからなかったのは、事務局案における準個人情報のIDというのは二事業者としており、その意味とグローバルという言葉が繋がらなかったということで御質問させていた。

それで、お伺いしたいのは、先ほどの9ページの図である。比較的広く情報が扱われている。例えば、一事業者で発行して一事業者だけで使うようなIDに関しては、そこまで保護対象にしてしまうと、それはそれで難しいところがあるのかなと思っている。これは本当に広くカバーされるつもりなのか。実は、この識別非特定情報というのは我々の技術検討WGでつくらせていただいた言葉であるが、ここにも図に書いてある以上にグラデーショ

ンとというか、カテゴリーがあると理解してよいか。

(鈴木委員)

まさにこれはグラデーションをかけている趣旨は御推察のとおり。一事業者に閉じているもの一律全部だめ、オプトアウトかというところはまさに個人の権利利益の侵害度合い等を勘案して決めていただきたいという趣旨で書いた。

これは一応3類型にしているが、保護すべきパーソナルデータとして、事務局案では中間的な整理概念として準個人情報という多分仮置き、まずははみ出す部分のターゲットをクリアにするという御趣旨かと思うが、私はそれを個人データに包接してはどうかということを言ってみた。

その中でざっくり3類型にしているが、ここら辺の見極めとプライバシーインパクトは、申しわけないが、技術検討WGでまさにさまざまな、ここに図もいっぱいつけたが、いろいろな使い方が今後出てくる多様性をどう吸収して産業の活性化等、個人の権利利益の保護のバランスをとるべきかというところは、丸投げみたいで恐縮でだが、私のほうではイメージしつかめないという感じである。

(佐藤委員)

とんだやぶへびな質問をしてしまったというか、技術検討WGの主査としてそように返されるとは思っていなかった。技術検討WGは、そんなに日数もあるわけではないので、それを言われても本当にごめんなさい、ちょっとできませんと言わざるを得ないし、現実問題として技術検討WGで我々が議論している中でもさんざん我々は言うんが、ユースケースがほとんどない。

よって、具体的にどの情報だと利活用に支障が出るか、出ないかというのは、我々は実はそこに関して明確に言えない状況になっている。その状況で技術検討WGに任されても正直言って荷が重いというか、無理としか言いようがない。

(鈴木委員)

ということであれば、私の意見としては先ほど来から申し上げているとおり、このあたりの分野はかなり米国事業者が活発にやられているところでFTC等、または米国の自主規制などを見ながら、米国水準に合わせるというところで今回の改正は収める。それで、日米のこのあたりの水準が同じであるということをもって日米間の執行協力の前提が整うというあたりで、そこら辺の調査で落としどころを見出すのがいいのではないか。

向こうが同意原則的なニュアンスであれば日本も同意原則、オプトアウトであればオプトアウトみたいところは、少し調査してもいいのではないかと考えている。

(佐藤委員)



かなり振られているので、ここでちょっと戦っておかないと技術検討WGは大変なことになるので戦っておかなければいけない。米国に合わせるというのは一つの考え方だと思うが、やはり日本と米国と状況が違う。

例えば、我々技術検討WGのときにも昨年末の報告書で、いわゆるFTCの三要件ベースのものを提案させていただいたときにも議論したことだが、アメリカの制度を日本に持ってきて機能するかというと、アメリカの場合、いわゆるプライバシー団体というものがそれなりにやって、それなりに企業の活動を監視したり、または助言をしたりしているという状況であり、一方で日本というのはそういうことは必ずしも発達しているわけではない。

そうすると、結局、第三者機関が全てのことをやらなければいけないということを考えると、範囲として考えるということと、法の執行として考えるときというのは、少なくとも執行の部分に関しては実質的な意味であるが、日本とアメリカというのは若干ずれがあるというか、かなりずれがあるのではないかと思っている。

それから、オプトアウト、オプトインに関しては、我々の理解では技術的なものではない。これはあくまでも事業者さんと個人の契約に関することであり、ここまで我々に求められるのはちょっと範囲外というか。むしろ法学的な立場で御議論いただいたほうがよい点だと思っている。

(鈴木委員)

あとは、端的に言えば米国の行動ターゲティング関係をどう扱っているか。日本で今後、行動ターゲティング系の事業に対して何を禁じ手として何を許容するかというところが具体的な問題意識である。それを識別子という表現にしてしまうと抽象度が高くなってしまいが、目下のところは行動ターゲティングに対してどうミニマムな基準を入れていくか。

抜け駆けする事業者は、がっといってしまうため、まじめな事業者のほうが結構、割を食ってしまうという点では競争環境も悪くなっていくと思う。オンラインの広告団体などが自主規制などを出しているところ、ああいった自主規制なども勘案しながらちょっと落としどころを探っていければいいかと思っており、技術検討WGだけに押しつけるわけではないが、今後の検討課題にできればと思う。

(佐藤委員)

ちょっと質問の趣旨とは違う点で1点強調しておきたい。我々技術検討WGの立場からすると、例えば匿名化にしてもケース・バイ・ケースで考えるしかないというふうに結論づけた段階で、まるで業界団体に頼らなければいけないケースも出てくるかもしれないと考えている。

ただ、いろいろ難しい問題もあると思う。例えば、個人情報取り扱いである企業が問題になったときに、その企業のお客さんが個人であれば歯どめが効くが、業種によってはそうでない場合がある。例えば、広告業界の場合には必ずしもクライアント、顧客という

ものは個人ではなかったりするるので、そこに関しては単純ではないかなと理解している。

(鈴木委員)

最後に、一事業者に閉じて用いられる識別子で若干懸念しているのは、具体的にいえば例えばプロファイリングである。それで差別的な取り扱いもできるので、やはり元に戻ると人格的権利利益のインパクトを見ている。それを拾えるものとして、現段階で規律しなければならない行動ターゲティングとプロファイルについて保護すべきパーソナルデータの範囲を見極めるという作業になる。今段階で、どこまで最低限抑えるべきかの議論をすればいいのかなと思っている。

(吉田代理(棕田委員))

3点申しあげる。私ども経団連もこの会議に臨むに当たり、40人ほどのグループでいろいろな議論をしているのだが、できることならばこの検討会の場で、データビジネスの最前線で活動している事業者の方、あるいは団体の方から話を聴く機会があっても良いのではないかと。きょうも金丸委員や新経連やAICJが書面で意見を提出しているが、経団連とは構成する業種がもうちょっと違っているのでは、より先鋭化した問題意識にも御配慮をいただければと思っている。

例えば、きょうの資料4-1、鈴木委員の提出資料にはクッキーやプロファイリングについても記されており、そういったところへの考え方や、あるいはそれだけではなくてこの検討会での議論をどのようにごらんになっていらっしゃるかなど、経済成長に向けたデータビジネスの促進という観点で、実際のプレイヤーの方々がどういうふう思うのか、といったところについても御配慮いただきたい。

また、資料4-1の8ページに、「18条、取得に際しての本人同意原則」とあるが、これは規制強化になるので、ここだけ取り出して慎重な議論をするについてもぜひご検討いただきたい。この点については、いますぐに十分な意見が申し上げられず大変恐縮だが、申し述べさせていただく。

(安岡委員)

本当に細かい言葉の定義だが、鈴木委員の資料の9ページでは、プロファイリングをやること自体が悪いことではなく、これを悪用するのが悪いということだと思いがどうか。

プロファイリングと言っても、単純にいろいろなグルーピングをして、この人は買いそうだからフラグを立てたらある意味でプロファイリングになる。これら全てそれが悪いのではなく、それを変な形で悪用するのが悪いという認識をしているが、それでよろしいか。

(鈴木委員)

違う。プロファイリングは予防的に規律するので、ある種のプロファイリングについて

はやはり一定程度、第三者機関が見るというのは必要かもしれない。

例えば、よくありがちなので、漏洩も漏洩自体は侵害ではない。二次利用されてから侵害だというようなことはあるが、プロファイリングすること自体が問題視されているのではないか。これは、やはり海外の法制も見て、どうプロファイリングを定義して、どの段階で抑えているのかはそこも見ていくべきで、差別的取り扱いまでいってから初めて法が動き出すのかどうか。

その意味では、プロファイリングの定義いかんにもよると思う。個人の権利利益の保護で事前の行政の取り締まり規定として予防的に行うもの、もしくはこれはオプトアウト規制であるので、全部やっただめというニュアンスではなく、消費者に何らかの機会を与えるという規制にかからしめるものというニュアンスである。

あとは、全然別件であるが、先ほど経団連の方で同意原則は大変だというが、直接書面取得の明示の段階で普通は契約締結しているので同意をとっている。それで、理論的な整序のために同意原則で、それで実務インパクトがあるのなら例外規定をしっかりと作り込む形で、理論的に同意かオプトアウトかの選択性などといったら、それはプライバシーの権利なのか。プライバシー保護なのか。なぜそんなやむやなところから開示請求が出るのかというような、理論的な一貫性のための同意原則である。

もちろん個人の権利利益の関係の大きさ感、プライバシーインパクトでそこを決めるのだらうと思うが、そこら辺の理論的一貫性があるから、実は顧問弁護士さんと一緒にいろいろ考えていくことができる。多様な現象に対して第三者機関ともやりとりができるだらう。その理論的基礎があるから明確化につながるというところを認識して、いろいろ意見を言ったほうが、実は産業界のためであるし、経済成長の基盤整備のところになる。その意味での原則で、何でもかんでも必ず同意というようなニュアンスではないというところは御理解いただきたいと思う。

プロファイリングも、もちろん論点として指摘しているので、あいまいな概念で直ちに規制すべきという意見ではない。

(佐藤委員)

プロファイリングに関してはいろいろ問題を起こしているのでは、消費者の方というのはすごく不安を持たれていると思う。

ただ、一律に鈴木委員は今、補足していただいたので私は言わなくてよかったのかもしれないが、プロファイリングがだめという言い方はちょっと問題もあって、逆にプロファイリングがあるから、例えばネットショップで買ったときに自分の欲しい商品を見つけやすくなっているケースもあって、ユーザーの利益につながっている部分もある。プロファイリングというものをもう少し精査して考えるなり、またはその影響も含めてプロファイリングというものを定義するなりして考えていったほうがよろしいかと思っている。

(鈴木委員)

まさにおっしゃるとおり。今、言ったようにこの第2種個人データというところはこの類型でどんどん取得して勝手にとれる。

ただし、利便性を享受しているときには、利用者にフィードバックされているときには利用者は何も文句を言わない。それで、あるときやめてくれませんかという機会を設けるという程度のことなので、法的効果を見ながら要件をどう設計するか、定義をどうするかというところを調整していくという作業になるかと思う。

(森委員)

鈴木委員がインパクトのある御提案をされたので、私の提案がすっかりスルーされている状況ではないかと思う。それで、意趣返しというわけではないが、ちょっとコメントさせていただく。

資料4-1の2枚目で、2の(1)の3行目、「いわゆる散在情報は主たる規制対象から除外する」。データベースに入っていないものを規制対象から除外する。これは、私は基本的には賛成である。

いきなり賛成してどうするんだということだが、ただ、これは本当に賛成であり、主たる規制対象ということで一定の留保をされているが、やはり残らざるを得ないものがある。17条の不適正な取得は残らざるを得ない。一方で、利用目的とか、そういうものについてはデータベース化するものだけでいいという御提案ではないかと思うし、私はこれには賛成である。

先ほどちょっと佐藤委員とのやりとりの間であった識別非特定情報である。9枚目のスライドで、識別非特定情報の規制の議論が出てきているが、これは識別非特定情報が改正法において規制対象外なのか、内なのかということだが。これは規制対象内だということで、既に現在の提案上そうであることを認識すべきである。個人特定性低減データというのがまさにそうである。第三者提供のときにその特定性を低減させたデータをどうするか。これは、提供元も提供先も一定の義務を負うわけであるため、これは規制の対象に入ってきている。

そこに加えてどれだけ識別非特定なものについて、その規制を加えるかというのは難しい話であり、その場合にやはり考えるべきは、これまで特定情報でやってきたということである。特定情報はそのプライバシーに対するインパクトが強い。特定でなくても、ではどのくらい問題があるのだろうかということ、第三者提供の文脈ではそれが特定性低減データとして検討されていて、技術検討WGでさらに深掘りしましょう。そこからさらに何か加えるかということになってくると、やはり最終的には特定性とプライバシー侵害みたいなことを考えなければいけない。

それは、どちらかということと親会の仕事ではないか。それを鈴木委員の6枚目の便函では、個人情報とプライバシーということで2つ、個人情報の丸、プライバシーの丸を書かれて

いる。

ポイントは、「個人情報の多くはプライバシー性を有する」と赤く書いているが、その右側に出ているところ、ここがその特定していない情報であって、かつプライバシー侵害ということであるから、ここがその識別非特定である。非特定のをどう考えるか。

それで、プライバシーの権利に関する情報ということで裁判所のあれを書いているが、私はこの裁判所がプライバシーの純然たる文脈で、非特定でもプライバシー侵害になると言っているとは正直なところ余り思わない。裁判所は、基本的には、プライバシー侵害について特定を前提としているのではないかと思う。

専ら問題になるのは報道に関する事件である。少年法61条の推知報道の問題などがあり、その文脈では裁判所は特定性を必要としている。前提としているだろうと思う。

では、ここが空集合なのかということとそんなことはなくて情報公開法、あるいは情報公開条例に特性性がなくても、これを公表することによってなお個人の権利利益を侵害するというものがある。我が国の法制度としては右側の集合というものは認識している。

しかし、それがどの程度なのかということとはよくわからない。その裁判例も情報公開法、情報公開条例との関係ではあるが、プライバシーに関するダイレクトなものではないのではないかと私は理解している。右側の集合には確かに要素があるが、それがどのくらいかということとはなかなか判断が難しい。判断が難しいけれども、どちらかという親会のアジェンダではないかと思う。

(鈴木委員)

要するに、不法行為のお話をされているかと思う、既存の判例である。過去の判例で、アメリカもPIIという概念を使って、PII概念でプライバシー保護を図っていたが、PIIが機能しないんじゃないかという議論がアメリカのほうでも出てきた。

そのため、アメリカでもPIIという概念に収まっているところでプライバシー保護をしてきたが、PIIとは何かということアメリカでも議論してこなかったといろいろ論文に書かれている。日本でも特定個人の識別と余り深堀りしてこなかったもので、日本法だけかなと思ったらアメリカ法もそうだった。

要するに、社会的事象として特定個人の識別性というのは余り深堀りしなくてもいい範囲で収まっていたところ、このクッキーの使い方の多様な例のように、今日、実はまさに識別非特定型でプライバシーインパクトが出てくるビジネスが急に立ち上がったので、PII概念、日本では特定個人の識別概念が機能不全に陥った。かつてやってこなかったのは怠けていたのではなくて、実は日米とも病理現象が見えなかったと。

となると、既存の判例の射程というのも大分変わってきて、昔の事件において判断したことだろうと思う。

ただ、民事訴訟の場合ではや、はりこの情報は私の情報だということを言わざるを得ないので、民事訴訟法上、もう少し特定性が事実上要求されるという制約はあろうかと思う。

やはり今後の不法行為法も識別非特定型の病理現象が今後社会に出てくるとともに、そこもまさに裁判として出てくると、今後判例が形成される部分であろう。

個人情報保護法ができてから、個人情報保護法が意外とプライバシー侵害訴訟にいい影響なのか、悪い影響なのかは一応与えている部分がある。となると、この改正法ができることによって不法行為法にも一定程度の影響が及ぶだろうというふうに、ここのはみ出した部分は必ずしも不法行為法の既存の判例では拾ってはいないが、今後ともそうであるとは言えないであろうという予測のもとで書いている。

(宇賀座長)

きょうは個人情報、それから個人データ、保有個人データの概念についても、いろいろな御意見をいただいた。それから、事務局案についてはこれから技術検討WGのほうでも検討いただき、またきょういただいた御意見等も踏まえて事務局のほうで一層この点について検討を深めていただければと思う。

では、最後に遠藤政府CIOから一言いただきたいと思う。

(遠藤政府CIO)

本日も、遅くまで、さらに、熱心に時間を延長して御議論いただき、感謝申し上げます。

いろいろな立場から熱心に各論に踏み込みながら随分やっていただいたので、事務局としては吸収をして消化をして、案をより良い方に向けるということが可能になったという気がしている。

いずれにせよ、大臣から最初にお話があったように、パーソナルデータについては言葉がいいかどうかかわからないが、今まで利活用と保護の狭間で立ち往生していたわけであり、ここへきてこういう形でいろいろな配慮をしながら何とかしようという形になって、きょうはかなり具体的な話でいろいろ熱心に議論されたというふうに私は理解した。

技術検討WGの宿題も大変できたようであり、いずれにせよ6月の大綱作成に向けて、きょうはかなり先へ進める資料がそろったのではないかという気がする。続けて、委員の皆さんにはいろいろな形で御援助をいただきたいと思う。

本日は、遅くまで本当にどうもありがとうございました。

#### 4. 閉会

(宇賀座長)

次回の会合につきましては、追って事務局から連絡をさせていただく。

以上で、本日の会合を閉会したいと思う。本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。

以上